

令和5年3月作成



## 志摩市 出産・子育て応援事業

志摩市では、国の出産・子育て応援交付金事業を活用し、志摩市出産・子育て応援事業として、伴走型相談支援の充実と、出産・子育て応援ギフトを支給することとなりました。すべての妊婦・子育て世帯が、安心して出産・子育てできる環境整備を目指し、妊娠届出時から身近で相談できる体制づくりを強化します。

### 伴走型相談支援

対象者 すべての妊婦と新生児～2歳児を養育する世帯

内容 身近な相談先として、妊娠期から子育て期にかけて一人で悩まず健康的に過ごせるよう、妊娠8か月頃のアンケートによる個別の相談のご案内や、各種母子保健事業のご紹介、妊産婦や子育て世代を対象とした情報発信などを行います。

### 出産応援ギフト

対象者 令和4年4月1日以降の妊娠届出者

※令和4年4月1日以降の出生児については、それ以前の届出者を含む。

内容 5万円相当のギフトを支給

**出産応援ギフトの申請には、妊娠届出に伴う面談が必要です。**

### 子育て応援ギフト

対象者 令和4年4月1日以降に出生した新生児の養育者

内容 新生児1人につき5万円相当のギフトを支給

**子育て応援ギフトの申請には、赤ちゃん訪問時の面談が必要です。**

### 申請方法

申請書    本人確認書類    振込口座のわかるもの

上記を揃えて、志摩市子育て世代包括支援センターに申請してください。

申請書を確認し、決定通知書を送付後に  
ギフトを交付させていただきます。



問い合わせ：志摩市子育て世代包括支援センター(健康推進課) 電話：44-1100